

建設業許可申請書及び各種変更届等（以下「建設業許可申請書等」という。）の提出方法 について

建設業許可申請書等の提出方法については、下記のとおり取り扱うこととします。

## 記

### 1. 提出方法

建設業許可申請書等は、**持参**、**郵送**、**電子申請**のいずれかにより提出してください。

※提出期限があるものは、期限に間に合うように提出してください。

### 2. 郵送する際の留意点

- ・書留郵便等によることとしてください。
- ・持参による提出の際提示を求めていた書類については、写しを同封してください。（原本の提示は省略することとします。）  
※郵送された写しは返却せず、振興局建設部（海南工事事務所を含む）で確認後、裁断し廃棄します。  
※書類の不足や不備等により補正が必要な場合、職員から連絡します。
- ・受付後（許可申請については許可後）、建設業許可申請書等の副本1部（申請者控え）を返送しますので、必ず宛名を記入し、必要な額の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封してください。
- ・申請書等は 各管轄の県振興局建設部（海南工事事務所）に提出してください。

### 3. 電子申請について

以下の URL から詳細をご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00211903.html>